

公益社団法人鹿児島県薬剤師会 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、会費、入会金及び負担金（以下「会費等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費等の区分)

第2条 会費等の区分は、正会員、賛助会員、特別会員それぞれについて、事業年度毎に総会の決議を経て定める。

(会費等の額)

第3条 会費等の額は、事業年度毎に総会の決議を経て定める。

2 寿会員及び名誉会員からは会費を徴収しないものとする。

(納付期日)

第4条 会員は、会費等を当該年度末日までに、本会に支払わなければならない。

(入会及び退会の時期による会費)

第5条 年度の中途に入会または退会した正会員の会費は、区分毎に定められた当該会費を月割りで算出した額とする。ただし、退会前に納付した会費等は返還しない。

2 賛助会員、特別会員については月割りで算出せず、年度額を徴収する。ただし、退会前に納付した会費等は返還しない。

(督 促)

第6条 納付期日を超えても会費等を納付しなかった会員に対し、督促する。

2 納付期日の翌日から起算して年率10%延滞割増金を課することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 督促通知にも係わらず、当該年度の会費等が翌年度末までに全額納付されなかった場合、定款第11条第1項第1号により会員資格を喪失する。

(会費の使途)

第8条 第3条の会費等は、毎事業年度における合計額の2分の1以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規程は令和3年3月28日から施行する。ただし、第7条の規定は令和3年度分以降の会費から適用する。